

関係法令外 定期健康診断



事業者は、常時使用する労働者に対し、1年（次ページの業務は6月）以内ごとに1回定期的に、下記表の検診項目について医師による健康診断（腹囲は健診会場において自己測定可能）を行わなければならない。

ただし、雇入時、海外派遣時に医師による健康診断を受けた者は、当該健康診断を受けた日から1年省略することができる。

1. 定期健康診断項目と省略項目及び条件

定期健康診断項目	省略条件	定期健康診断項目	省略条件
既往歴及び業務歴の調査	◎	胸部エックス線検査	◎1
喫煙歴及び服薬歴	※1	喀痰（カクタン）検査	□
身長	○1	貧血検査（血色素量、赤血球数）	○2
体重	◎	肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）	○2
腹囲（着衣上及び自己測定可）	○2※2	血中脂質検査（血清トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロール）	○2
視力、聴力（1000Hz, 4000Hz）	◎		
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	◎	血糖検査（空腹時血糖）	○2
		尿検査（蛋白、糖）	◎
血圧	◎	心電図検査	○2

◎：必須項目 試験重要ポイント★省略不可項目として血圧がよく出題される

◎1：胸部エックス線検査を実施すべき者

1. 40歳以上の労働者

2. 40歳未満の労働者で以下に該当する者

(1) 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者

(2) 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者

(3) じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者

(4) 呼吸器疾患等に係る自覚症状又はそれらの既往歴があると医師が判断した者

□：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者については、医師の判断に基づき省略可

○1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

○2：40歳未満（35歳を除く）者については、医師の判断に基づき省略可

※1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知（H20.1.17）

※2：○2に加えて①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、②BMIが20未満である者、③BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可